

パブリックコメント制度の必要性について

前回会議のなかで「パブコメは本当に必要なのか」ということをもう一度見直してから議論すべきでは、という指摘がありました。パブコメの必要性を支持するご意見があった一方、必要性について懐疑的な意見も複数ありました。

具体には・・・

（懐疑的）

- ① パブコメはクレーム処理の場となってしまっている。
- ② 審議会等で専門家の意見を練って作った素案に一般の意見を取り入れることに必要性をあまり感じない。（審議会には公募委員もいる）
- ③ パブコメに要する人件費・労力等を考えると、そこまでの必要性を感じない。

（必要）

- ① 町民の意見を反映し得るシステムは重要で、良い代替案が無い限り必要。
- ② 行政の姿勢として、町民の意見も踏まえて計画を作る姿勢であるべき。
- ③ 審議会の委員に町民（公募）が入っていても、それが町民の総意とはいえない。

（その他）

- ① 代替案が無い以上は当面必要だと思うが、一定の事務軽減や事務の簡素化は検討すべきでは。
- ② 仮にパブコメ制度を廃止するとしたら、そのためのパブコメをやるということにもなる。

上記ご意見を勘案したうえで、事務局としては・・・

- ・前提として、パブコメの廃止や役割の縮小には条例改正が必要で十分に議論する必要があり、少なくとも当面はパブコメ制度が必要という立場。
- ・事務効率とパブコメの精度（見て欲しい人に届き、的確な意見をもらう）を改善することで、示された課題へ対処したいと考えます。

⇒会議のなかで、さらに議論・ご意見を賜りたいと考えています。

なお、パブコメ制度当初の考え方を示す資料として、裏面以降に別紙説明文をお付けしましたのでご参照ください。

☆本資料は、平成 21 年 5 月 1 日(金)～平成 21 年 6 月 1 日(月)の間に実施された、「パブリックコメント手続に関する規則」のパブリックコメント実施に際して添付された説明文です。制度当初の目的を確認するための資料としてお付けしました。

1. はじめに

今回の意見の募集（パブリックコメント）は、寒川町自治基本条例の運用にあたり必要なものでありながら、これまで未整備のままであった「審議会等の会議の公開に関する規則」と「パブリックコメント手続に関する規則」について、町民のみなさんにあらかじめ案をお知らせし、その内容についてご意見を伺うことを目的とするものです。

いただいたご意見については、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに 7 月下旬に公表します。みなさんのご意見をお聞かせください。

2. 策定の目的・経過

価値観が多様化する現代、地域資源や特性を活かした個性豊かなまちづくりへの欲求の高まりに呼応するように、平成 12 年に施行されたいわゆる「地方分権一括法」や、それに続く「三位一体の改革」など、権限も財源も地方自治体へ拡大させ「地域のことは地域で考え、決定する」という、地方分権が推進されています。

寒川町でも、平成 19 年 4 月から「寒川町自治基本条例」が施行されています。自ら考えを決定し、まちづくりを行っていくためには、その基礎となるきまりが必要です。国に憲法があるように、町にも憲法としての役割を持つきまりが必要なのです。この寒川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）は、町の自治の基本理念やまちづくりの基本的な事項を定め、町民の権利や責任、町の役割・責任を明らかにして町民主体の自治の実現を目指す、町の憲法といえる条例です。

憲法のもとに法律があるように、自治基本条例もその運用にあたっては、別にきまりが必要な場合があります。自治基本条例は、どちらかというとな理念的な事柄を示した条例ですので、具体的に町が実務を行う場面においては、解釈に誤りが生じないように手続きを定めた規則等が必要です。

今回定めようとする二つの規則は、どちらも**町民のみなさんが町政に関わる機会を、町が保障するために必要なルール**です。

自治基本条例の推進機関である「まちづくり推進会議」において、二つの規則(案)の内容を十分検討し審議を重ねてきたところですが、町民のみなさんにもぜひご覧いただき、より有益なご意見を踏まえて、規則を定めようとするものです。

3. 規則の特徴・考え方

(1) 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則（案）

自治基本条例では、まちづくりにおいて町民と町が相互に情報を共有することを基本としています。この中で、地方自治法の規定によって設置されたり、あるいは町が町政に町民や有識者の意見を反映させるために設置したりする審議会や協議会（以下「審議会等」という。）の会議については、第15条において「別に定めるところにより原則として公開する」と規定しています。

この規則は、この規定を受けて定めるもので、審議会等の透明かつ公正な運営を図り、また町の政策に関する情報を積極的に提供することで、町政に対する理解や関心を深めてもらい、町民のみなさんに参加・参画していただくことを推進しようとするものです。

公開が原則ではありますが、情報公開条例でいう「非公開情報」を取り扱う場合は、非公開とすることができます。これは、プライバシーなど、個人情報に配慮する必要があるためです。

公開・非公開にかかわらず、会議の開催に関する情報は、原則として事前に公表することとしています。非公開の場合は、この際に非公開の理由も公表することになります。また、事前に公表ができなかった場合は、事後にその理由を公表することになります。

会議の傍聴は、会議当日に受け付ける方法により認められます。会場の広さなどの都合により、予定人数よりも多くの傍聴希望者がいる場合は、抽選により傍聴者を決定します。

傍聴者へは、会議に出席する委員と同じ資料を提供することを基本とします。

会議が開催された場合は、必ず議事録を作成します。公開した会議はもちろん、非公開の会議でも、非公開情報を除いた形で概要がわかる議事録を作成し、5年間公表することとします。

この規則の運用状況は、一元的にとりまとめた上で広報やホームページにより公表する予定です。

(2) 寒川町パブリックコメント手続に関する規則（案）

自治基本条例では、第20条において町の重要な計画の策定等において、町的意思決定にあたり、町民のみなさんの意見を求めることを定めています。

これにより町民のみなさんが町政に参画する機会を保障しようとするものですが、このパブリックコメント手続に関する規則は、その規定を具体的に運用するために必要なものです。

今回意見をお聞きしているこの手続き自体が、実はパブリックコメント手続そのものなのです。

これまでも、自治基本条例（案）や（仮称）寒川駅前複合施設建設などいくつかの条例や計画でパブリックコメント手続を実施してきましたが、明確な決まり（規則）のな

い中で実施してきたのが実状です。

この規則では、パブリックコメント手続を実施することで、**町民のみなさんに対する説明責任を果たすとともに、町政への参画を促進することを目的**としています。

具体的に、この手続の対象となる場合を定めますので、「本来はパブリックコメント手続をやった方がよかったのにやらなかった」という事態を避けることができます。

また、対象にはなるがパブリックコメント手続をやらなくてもよい場合も定めます。

パブリックコメント手続を実施する場合は、実施することについてあらかじめ町民のみなさんへ知らせることになります。また、対象にはなるがパブリックコメント手続をやらなくてよい場合についても、その理由を公表することになります。

実施にあたっては、条例や計画の案だけでなく、それらを策定することになった経緯や社会背景、具体的な事業実施期間や概算事業費なども資料として提示することになります。全体像が把握できなければ的確な意見にならないと考えるからです。

提出された意見については、町の考え方と共に、その条例や計画の実施前に公表することとしています。

町は、町民の意見を受けて案を修正した場合はその理由と修正前後の内容がわかる形で、また意見を採用しない場合もその理由を明確に示します。

今回お示しする規則では、パブリックコメント手続以外にも住民説明会や意見交換会など、多様な手法で町民意見の把握に努めることを定めているのが特徴です。

また、この規則によるパブリックコメント手続の運用状況については、ホームページで公表するとともに、自治基本条例の推進機関である「まちづくり推進会議」に報告して、手続きの実効性の検証や必要に応じて改善提案を行うなどの対応策が検討されることとなります。

4. 今後の予定

今回のパブリックコメント手続で、みなさんからいただいた意見に対する町の考えについては、平成21年6月に予定する「まちづくり推進会議」に諮り審議した後、同年7月中に町の内部審議を経て、7月下旬に公表する予定です。

平成21年8月1日からの施行を予定しています。